

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

社会福祉法人利用者負担軽減制度における
激変緩和措置等について

計 4 枚（本送信票除く）

vol. 4 5

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

厚生労働省介護制度改革本部

〔 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 〕

税制改正により利用者負担段階が1段階上昇する者の激変緩和措置については、平成17年12月19日の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料において、その内容を早急にお示しする旨ご連絡をさせていただいていたところですが、その具体的な内容及び平成18年4月改正による社会福祉法人軽減制度における対象サービスの見直しについて次のとおりお知らせいたします。

平成17年12月26日

社会福祉法人利用者負担軽減制度における激変緩和措置等について（案）

I 税制改正に係る利用料の激変緩和措置について

1 実施の趣旨

- 平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税世帯非課税者（利用者負担第1段階から第3段階）であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。
- こうした者のうち、利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。
- このため、これらの者について、特例的な経過措置として社会福祉法人利用者負担軽減制度の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

2 激変緩和措置の内容

※ 下線部は現行の社会福祉法人利用者負担軽減制度の内容と異なる箇所である。現行制度との比較については（参考資料）を参照されたい。

(1) 対象者の要件

- 平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の

状況、利用料負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする

① 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

※ 190万円という要件は、非課税限度額の変更の内容、利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇することにより増加する利用者負担額等を踏まえ、設定したもの。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 減額割合

○ 減額割合は1/8を原則とし、全額免除は行わない。

※ 1/8という要件は、現行の軽減対象者の軽減額とのバランスや、軽減対象者以外の利用者負担とのバランス等を踏まえて設定したもの。

(3) 対象となる費用

○ II(2)に掲げるサービス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額（当該額が補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）とする。

(4) 公費助成の内容

○ 公費助成については、現行の軽減対象者と激変緩和措置対象者に係る軽減額の合計額を基礎として、現行と同様の方法により算定することとする。

(5) その他

○ 高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費との適用の優先関係その他の事項については、現行制度と同様の取扱いとする。

(6) 施行期間

○ 平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

※ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）等関連通知については、追って改正する予定である。

Ⅱ 軽減の対象サービスの見直しについて

1 見直しの趣旨

- 現行の社会福祉法人軽減制度は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設の利用者負担について、軽減の対象としてきたところであるが、軽減の対象サービスについて、平成18年4月改正によるサービスの種類の見直しを踏まえた見直しを行う。

2 見直し後の対象サービス

※下線部は見直しにより追加されるサービス。

- 訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○夜間対応型訪問介護
- 通所介護 ○介護予防通所介護
- 認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護
- 介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3 施行期日

平成18年4月1日

(参考資料)

社会福祉法人軽減制度の現行と税制改正対応の比較

		税制改正に係る激変緩和措置	現行の軽減制度
対象者の要件	課税等要件	平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者	市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者
	収入要件	年間収入が単身世帯で <u>190万円</u> 、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下	年間収入が単身世帯で <u>150万円</u> 、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
	預貯金要件	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下	同左
	資産要件	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと	同左
	扶養要件	負担能力のある親族等に扶養されていないこと	同左
	滞納要件	介護保険料を滞納していないこと	同左
	軽減割合	<u>1/8</u>	<u>1/4</u>
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額（当該額が補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）	対象サービス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額	
経過措置期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	—	